

福島第一原子力発電所現地確認報告書

1 確認日

平成31年 1月16日（水）

2 確認箇所

線量表示器設置箇所（事務本館南側、3/4号西側法面周辺、4号南側法面周辺）

3 確認項目

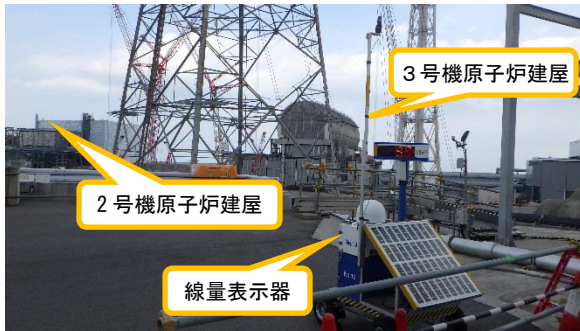
線量表示器の設置状況

4 確認結果の概要

1～3号機原子炉格納容器内の燃料の未臨界確認は、通常、格納容器ガス管理設備の希ガスモニタによりXe-135の濃度を監視しているが、Xe-135濃度の確認ができない場合は、代替監視として、原子炉压力容器底部温度上昇率及びモニタリングポストによる空間線量率の監視を行うことになっている。

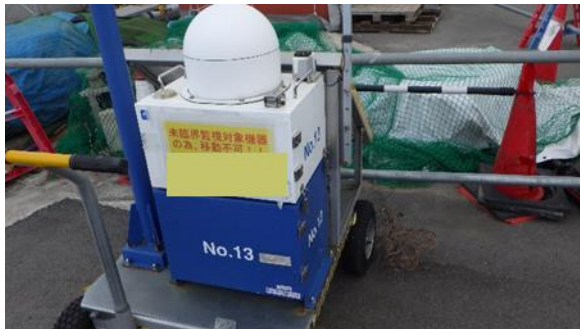
さらに、東京電力の社内マニュアルにおいて、モニタリングポストを補完する位置付けで、可搬型モニタリングポスト（3箇所）による監視も行う運用になっていたが、平成30年11月30日より、検知性向上の観点から、可搬型モニタリングポストの代わりに、敷地内の作業被ばく管理低減を目的に設置されている線量表示器の一部（6箇所）を活用する運用に変更されたことから、代替監視として活用されることになった線量表示器の設置状況を確認した。

- ・本日は、6箇所の線量表示器のうち、高台（T.P. 33.5m盤等）にある、3箇所（事務本館南側、3、4号西側法面周辺、4号南側法面周辺）の線量表示器を確認した。
- ・線量表示器には、検出器、液晶表示盤、太陽光パネル及び無線による測定データ伝送装置が設置されており、未臨界監視対象機器のため移動不可であることを注意喚起する表示が掲示されていた。（写真1）



(写真1-1)

3、4号西側法面周辺に設置された線量表示器の状況



(写真1-2)

移動不可であることを注意喚起する表示の状況

- 5 プラント関連パラメータ等の確認
各パラメータについて、異常な値は確認されなかった。